

周遊観光促進のための交通アクセス環境整備及びプロモーション事業に係る仕様書

1 事業概要

大阪・関西万博期間中の兵庫県への来訪機運の醸成と誘客のため、兵庫県内の交通系フリーパスや観光周遊券、またそれらを用いた県内周遊イメージを訴求することで、県内のアクセス情報を分かりやすく周知し、周遊観光の促進を図る。

2 業務の名称

周遊観光促進のための交通アクセス環境整備及びプロモーション事業に係る仕様書

3 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、委託者という）

4 契約期間・金額

- (1) 契約期間 契約日 ～ 令和7年11月28日（金）
- (2) 金 額 7,000 千円（消費税及び地方消費税円含む）を上限とする。

5 業務内容

- (1) 県内の交通系フリーパスや観光周遊券等の一体化

ア 交通事業者との調整

- ①兵庫県内の周遊アクセスに一体感を持たせて訴求するため、県内を周遊・目的地とする鉄道・バス等の交通系フリーパスやそれらを含んだ観光周遊券について、ワンストップでPR・販売できるよう、関係交通事業者と調整を行うこと。
- ②鉄道を1次交通、バスを2次交通として組み合わせることで県内くまなく周遊できるよう、関係交通事業者と調整し、交通系フリーパスのラインナップを取りそろえること。取りそろえるフリーパスは少なくとも大阪・関西万博 2025 の会期中は有効であること。

イ 統一的なネーミングの提案

- ①アで調整した交通系フリーパスやそれらを含んだ観光周遊券の冠に適した共通のネーミングを提案し、関係事業者と調整すること。
- ②ネーミングの提案は令和7年6月下旬頃までに実施すること。

- (2) 交通系フリーパスや観光周遊券のおトク感・利便性を伝える企画の提案

ア 観光周遊意欲を高める企画（例：モデルコース造成 等）の提案

兵庫県内の観光周遊意欲を高めるため、交通系フリーパスや観光周遊券のおトク感・利便性が周知・イメージできる企画を提案し、委託者と協議の上、実施すること。

イ 観光施設・交通事業者との調整

- ①受託者が提出した提案を確認し、内容を認めた場合、対象施設や交通事業者に説明を行い、(3) で制作するWEBサイト等への掲載可否の確認をすること。
- ②掲載に必要な施設情報（施設の基本情報、画像等）を集約すること。

ウ その他

- ①委託者に加え、関係者と十分に連携して業務にあたること。
- ②必要な人件費・旅費・事務費等、一切の経費は委託料に含む。

(3) 兵庫県内のアクセス情報・上記企画等を掲載した WEB サイト（ランディングページ）の制作

ア WEB サイトの制作

- ① 兵庫県内を周遊・目的地とする鉄道・バス等の交通系フリーパスやそれらを含んだ観光周遊券、シェアサイクル等の県内の便利な 3 次アクセス情報、(2) で提案した企画等を一堂に集約した WEB サイト（ランディングページ）を制作すること。
- ② ページは「兵庫県公式観光サイト HYOGO ナビ」内に掲載すること。
- ③ 以下の条件を踏まえ、ページの内容・デザインを制作すること。
 - ・ 交通系フリーパスや観光周遊券の商品の概要、特性、購入・利用方法、おトク感・利便性が分かりやすく伝わること。
 - ・ 1 次交通と 2 次交通を組み合わせ県内くまなく周遊できることが分かりやすく伝わること。
 - ・ 掲載するアクセス情報については、委託者と協議の上、決定すること。
 - ・ 受託事業者としての知見を活かして造成、提案すること。
- ④ 夏期の旅行需要に備え、WEB サイトは令和 7 年 7 月上旬頃までに公開すること。

イ 制作にあたっての留意事項

- ① 本サイトを構成するページは、全ページがモバイルファースト（スマートフォンユーザーに最適化したデザイン構成、ユーザー視点のコンテンツ作成）であること。ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、分かりやすく見栄えのするデザインにして利便性が高いものとするとともに、兵庫県の魅力を効果的に情報発信するものとする。
- ② 求める情報に関連する情報にすぐに辿りつけるサイト構成や興味を惹かせる文章・デザイン作成等、新サイトの閲覧者が長くサイトに滞在できるような対策を講じること。
- ③ ページの追加、機能の改善に容易に対応できるシステム設計であること。
- ④ 定期的（最低月 1 回）な自動及び手動バックアップを行える体制を整備すること。
- ⑤ 障害が発生した場合に速やかにシステムを復旧でき、復旧するまでは一連の技術サポート（代替サーバの手配やバックアップを用いたデータ環境の復旧など）を提供できる体制を整備すること。

(4) 上記 WEB サイトのアクセス数拡大を目的とした広報戦略とそれに基づく広報手法の提案と実施

ア プロモーションの提案と実施

- ① (3) で制作した WEB ページへの誘導となる具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。
- ② プロモーションは上記 WEB サイトの公開後すぐ～万博終了まで実施すること。

イ 実施にあたっての留意事項上記

- ① プロモーションに用いるバナー等の媒体もあわせて作成すること。
- ② 作成したバナー等の各種データを当本部へ提供すること。

6 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、実施結果等を記載した「事業完了報告書」を委託者に提出しなければならない。報告書は画像等を活用し、データは編集可能なものを提出すること。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

神戸市中央区下山手通5丁目10-1 県庁1号館7階

メール：doi-m@hyogo-tourism.jp

(3) 提出期限

令和7年11月28日（金）

7 事業実施上の留意点等

(1) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

(3) 成果品の利用（二次利用）

本事業の成果物に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。

また、加工及び二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

(4) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(6) 著作権・肖像権

受託事業者は、委託者が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

8 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、審査結果通知後 7 日以内に委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、または過去 2 年間に法人・国等と契約を締結・履行したことを記載した誓約書を提出した場合において契約保証金の全部または一部を免除することができる。

9 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

11 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

12 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。